

平成25年 第5回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 平成25年5月23日(木) 午後1時58分～午後4時25分
2. 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 講座室
3. 主 宰 者 委員長 滝内 秀昭
4. 委員の出席 滝内 秀昭 廣山 義章 川畑 徹朗 小林 万理子 木下 誠
5. 委員の欠席 なし
6. 傍 聴 人 なし
7. 関係者の出席
- | | | | |
|------------|-------|------------|-------|
| 教育長 | 木下 誠 | 学校指導課長 | 春名 潤一 |
| 管理部長 | 谷澤 伸二 | 学校改革・学事課長 | 大村 寿一 |
| 学校教育部長 | 太田 洋子 | 保健体育課長 | 早崎 潤 |
| 生涯学習部長 | 田中 裕之 | 学校給食センター所長 | 松浦 洋一 |
| 教育長付参事 | 村上 雄一 | スポーツ振興課長 | 谷 泰史 |
| 学校教育室長 | 峰松 誠治 | 図書館長 | 田中 茂 |
| 総合教育センター所長 | 江原 礼子 | 公民館長 | 池田 真美 |
| 学校教育部副参事 | 村上 順一 | 博物館長 | 亀田 浩 |
| 生涯学習部副参事 | 小長谷正治 | 人権教育担当主幹 | 松山 和久 |
| 人権教育室長 | 大野 浩史 | 生涯学習部主幹 | 善入美津治 |
| 職員課長 | 升井 竜雄 | 少年愛護センター所長 | 倉島 正佳 |
| 施設課長 | 田原 安治 | 教育総務課長 | 中井 秀典 |
| 教育施策企画担当主幹 | 花光 潤一 | 教育総務課 | 山本 逸美 |

8. 議 事

(1) 開会宣言 滝内委員長(午後1時58分)

(2) 日程報告 滝内委員長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員これを了承。

- | | | |
|-----|----|-----------|
| 日程第 | 1 | 前回会議録の承認 |
| 日程第 | 2 | 教育長報告 |
| 日程第 | 3 | 議案第23号の審議 |
| 日程第 | 4 | 議案第24号の審議 |
| 日程第 | 5 | 議案第25号の審議 |
| 日程第 | 6 | 議案第26号の審議 |
| 日程第 | 7 | 議案第27号の審議 |
| 日程第 | 8 | 議案第28号の審議 |
| 日程第 | 9 | 議案第29号の審議 |
| 日程第 | 10 | 議案第30号の審議 |

日程第	1 1	議案第 3 1 号の審議
日程第	1 2	議案第 3 2 号の審議
日程第	1 3	議案第 3 3 号の審議

滝内委員長から「議案第 2 6 号、議案第 2 7 号、議案第 2 8 号、議案第 2 9 号、議案第 3 0 号、議案第 3 1 号、議案第 3 2 号は人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項の規定に基づき非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか」との発議があり、全委員はこれを了承。

議案第 2 6 号、議案第 2 7 号、議案第 2 8 号、議案第 2 9 号、議案第 3 0 号、議案第 3 1 号、議案第 3 2 号、議案第 3 3 号は非公開の秘密会となる。

(3) 前回会議録の承認（日程第 1）

平成 2 5 年第 4 回伊丹市教育委員会定例会（平成 2 5 年 4 月 1 8 日〈木〉開催）の会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第 2）

教育長の指示により、管理部長より「5 月分人事報告」・「4 月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「4 月分寄附採納報告」について、学校教育部長より学校教育部の、生涯学習部長より生涯学習部の、教育長付参事より人権教育室の、「4 月分行事实施報告」「6 月分行事实施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

- 廣山委員 1 4 - 3 ページ。スポーツの利用状況について、前年の 4 月に比べて大幅に利用状況が良くなっているが、工事が終わった等の原因があるのか。
- 谷課長 工事等の特別な理由はない。スポーツ施設の利用状況は、天候、土曜日、日曜日の日数で左右されることがあるので、自然的なものだと考えている。
- 木下教育長 7 - 2 ページには「やまびこ館」と「学習支援室」の通館児童生徒数が書いているが、これを見ると「やまびこ館」では、昨年より月別で 1 名増えている。不登校が、中学校において少し増えたというのが平成 2 4 年度の大きな課題である。そこで、まず、現在の不登校の状況を教えていただきたい。それと、学校指導課行事实施報告の生徒指導担当者会の説明にも、いじめや不登校児への対応、イオン等の量販店を拠点とした他市との繋がり等の話があったが、前年度と比較して、現在の小・中学校のいじめや、問題行動等の傾向がどうなっているのか教えていただきたい。

春名課長

不登校については、年間30日以上欠席日数を越えた者のうち、不登校を原因とする者について計上している。4月は30日なかったため、報告が上がっている4月末現在では、不登校者は計上されていない。ただし、昨年度不登校生徒が大幅に増加した2中学校は、非常に大きな課題と捉えており、昨年度末の段階でプロジェクトチームを組んで、解決策を打ち出す等している。今年度の不登校生については現在、各学校で2、3年生各2～3名程度の改善傾向が見られるという報告を受けている。ただ、抜本的な解決策としては、先ほど生徒指導担当者会で報告した通り、1年生で出さないということを、何年間も継続していくことが肝要であると考えている。それについては、各学校の生徒指導主事を中心に取り組んでいる。

続いて、市内の小・中学校の4月の生徒指導上の問題行動状況について報告する。小学校においては4月期に万引き等8件、指導不服従等8件を含む合計17件が報告されている。昨年度の同月期が9件なので、8件多くなっている。増加要因については、一部小学校において特定の児童に指導不服従がある。なかなか教室に入りにくい中で、素直に聞けないため指導不服従と計上されている。また、複数の学校に跨る案件として、特定の生徒の複数回にわたる万引きがあり、万引きの件数が増えている。中学校においては、4月期に指導不服従等113件を含む合計135件が報告されている。これは、昨年度同月期の109件と比べると、26件多いことになる。増加要因は、一部の中学校において特定の生徒の生活が乱れており、そのために指導不服従等が増加したため。例えば、他校生との不適切な交友関係に関する指導、他校の生徒に来てはいけないと言われているのにすぐには従わない等。あるいは、服装等を4月当初に違反して登校し、校門で指導を受ける。これについても、指導に従っていればこういう指導もないので、指導不服従として計上されている。このように各学校とも、現在特定の児童・生徒が軽微な問題行動を繰り返している状況であると分析しており、各学校がきめ細かくこのような状況を報告しているため、問題行動の件数の増加に繋がっている。これについては各学校、非常にきめ細かく指導を行っている結果だと判断しており、全体では、総じて市内各校とも落ち着いて教育活動を行っており、授業等についても非常に静かに子どもたちが参加している状態だと報告を受けている。ただ、これからの5、6月、特に6月になると学級の秩序が乱れてきやすい季節。現在、軽微な案件が挙がってくる中で、各学校の校長が課題を明確にし、体制をもって臨もうとしているので支援をしていきたいと考えている。

いじめについては、4月に小学校で2件、中学校で5件報告されており、昨年と比べ増加している。昨年のいじめに関する一連の取組の中で、いじ

めに対する正しい認識が、子どもたちや先生の間で進んでおり、大変細かく指導が行き届いている、あるいは実態把握が進んでいると考えている。

木下教育長

気になるのは、万引きが非常に増えていることと、指導不服従が増えていること。件数にすると小学校で8件、中学校で26件増えている。これが、状況が悪くなる警鐘でなければいいと思う。早期に対処することによって、広がりを押さえられると思うが、特定の生徒による万引きについて具体的な手立ては考えているのか。

春名課長

万引きについては先ほど言及したとおり、学校を跨っての交友関係、従兄弟等がいるということを確認して、複数校で発生している。勿論、万引きのみならず、落ち着いて授業に参加できなかつたり、華美な服装をしてくたりと、それ以外のことも起こっている。しかも、それは高学年、中には、低学年の生徒も引っ張り込まれている事もある。これについて、必要なのは、保護者との信頼関係に基づき連携した指導だと考えている。学校を跨っているので両方の学校で連携し、同一步調でやっていくように言っており、そうしてもらっている。クラスを跨っている場合は、学年体制、事案によっては全校体制で臨んでいく。さらに今回の件も、学校に助言をしたが、必要に応じて関係機関も活用していただく。悪いことは悪いという毅然とした指導を行い、学校だけでは十分に伝わらないのであれば、関係機関にも手助けしてもらい伝えていく、ということも伝えた。今後もその方針をしっかりと貫いていきたいと考えている。

廣山委員

前教育長の時から、伊丹市は万引きが結構多い。重点的に考え、きめ細かく対応すると、昨年の中ごろの中間報告の時に報告された。それから取組があったと思うが、その結果、細かく掴むことができたから増えてきているのか、それとも、取組にも関わらずなんとなく増えている状況なのか。

春名課長

昨年度中盤時点と、年度末には、昆陽に大型商業施設ができ、そこでの万引きが増加傾向にあるという事で報告をした。今回の万引きで、極めて特徴的だったのは、解決方法で保護者が子どもの異変に気付いたこと。何か知らない物を持っていると、すぐに学校に相談してきたことから上がってきた。小学校では、体制を組んで指導をすることが苦手であると思うが、この件に関しては子どもたちから徹底的に洗いざらい状況を聞き出し、中には数十点に及ぶ万引きをしている状況があったが、そのようなことまで細かく聞き出し、体制をもって指導にあたっている。まず、初動で保護者と連携ができたこと、小学校の先生方が体制を組んで事にあたったことについて、昨年ではもしかすると把握していなかっただけかもしれないが、今回は事細かに挙がってきているので、先生方がかなり敏感になって、きっちり動いているのではないかと期待している。この傾向が続いていけば

ありがたいと考えている。

滝内委員長

13ページ、保健体育課の自転車交通安全教室事業。昨年から始まった自転車交通安全教室事業だが、本日、緑丘小学校の9時30分を皮切りに順次行う。これは、交通安全協会やトラック協会等の外部の方の協力もある。勿論、学校、生徒を挙げてやっていただいていると思うが、できる限り成功し、交通事故、自転車事故を減らすように最大限のご尽力をお願いする。昨日も交通安全協会の総会だったが、残念ながら伊丹市は非常に自転車事故が多い。事故が多いと、どうしても怪我に結びつくので、子どもたちが事故に巻き込まれないように、各学校にはしっかりと受講し、できれば家に受講内容を伝えるように、という指導までしてもらえるとありがたい。

太田部長

この件に関しては、まさに最後におっしゃられた保護者、地域への啓発が今年度は重要課題と考えている。昨年との改善点として、オープンスクール、保護者参観の日、土曜日等に行ってもらうように、既に何校かの学校に依頼している。そうすることで、少しでも保護者、地域の方に自転車の実態を知ってもらう取組をしていきたいと思っている。

滝内委員長

よろしくをお願いします。

木下委員長

今日の朝刊に、西宮市で、アレルギーを起こして救急搬送されたが、教諭が適切にエピペン注射を打ったため、容態は安定しているという記事が掲載されていた。昨年度、教育委員会定例会で、幼稚園、小中特別支援学校、高等学校、それぞれの対象者について報告してもらった。給食も始まっているので、25年度もわかり次第提示してほしい。また、このようなことがあった場合、初期対応がきちりと徹底できているのか、伊丹市のマニュアルがあるか等、その時に説明して下さい。

早崎課長

現在、25年度のアレルギー等については調査中だが、24日には学校園から報告があがってくることになっている。マニュアル等については県が作成したアレルギー対応マニュアルが今年3月におりてきているので、それに基づき伊丹市でも指導している。

(5) 議案第23号の審議（日程第3）

滝内委員長より「議案第23号 伊丹市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議があり、教育長から、「就学相談対象児童・生徒の増加に伴い、伊丹市就学指導委員会委員を増員するため、伊丹市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第23号」を承認。

質疑応答

木下教育長

先ほどの特別な支援を必要とする幼児児童生徒数の表だが、幼稚園では平成21年度、22年度はおおよそ10人ずつくらい増え、23年度から24年度にかけては15人増えている等、極端にチューリップ学級の園児が増えている。

また全体では、24年度は254人、23年度は226人、22年度は200人となっており、20年度、21年度は2人しか増えていないが、22年度からおおよそ15人、26人、28人というように、大きく増えている。こういう事を鑑みて、伊丹市就学指導委員会規則を改正せざるを得ない。子どもの人数は減ってきているのに、特別な支援を要する生徒は増えてきている。これに関してこれから、どのような傾向になっていくと読んでいるのか。

太田部長

全国的にも特別支援教育が必要な子どもの数は増加傾向にあり、伊丹市のみではない。これより先のことはまだ把握していないが、調べられるようなら調べてみる。ただ、阪神間、近隣に比べるとやや伸び率が高い傾向があると思う。非常にきめ細やかに対応していく事は大切なことだとは思いますが、その辺りの原因等、これから考えながら特別支援教育をやっていかなければならない。

木下教育長

他市はどんな伸びをしているのか。伊丹市だけが突出しているならどこかに原因がある。

太田部長

全国的に伸びており、伊丹市の伸び率とそんなに変わらないと思う。

田中部長

管轄外ではあるが、前職、こども未来部に関係する部分で。平成23、24年と増えてきているのは、自立支援法の関係等で、指定特定相談支援事業者「たんぼぼ」という、障害児の相談事業が平成23年から、立ち上がっているためではないか。検診で引っかかった子どもを相談する明確な相談場所ができた。そこから幼稚園、保育所に行くまでの間に、児童発達支援事業所カルミアがある。そこは早期療育の場所であるが、平成23年に定員を100人に増やしている。それまでは1年間で保健センターの検診で引っかかり、療育を受けるのが60人から70人だったが、最近は一気に増え、窓口もでき、療育の場も定員を100人に拡大した。その子たちはだいたい1歳半検診で引っかかり、2歳くらいから1年をかけて療育をする。その後、3歳になり私立の幼稚園に行ったり保育所に行ったり、あるいは4歳で公立幼稚園のチューリップ学級に行く。その1年間に、つつじ学園という福祉型児童発達支援センターに行ってから幼稚園に行くケースもあり、道筋が広がったので数が増えてくるのは必然的な状況。

木下教育長

ということは、福祉というか、特別支援教育に厚い対応を、市がしてい

- るために、集まってきているということか。
- 田中部長 転入してくる人も増えていると聞いている。伊丹に早期療育があるという
ことで伊丹市に転入されてくる。
- 小林委員 他市ではないのか。
- 田中部長 他市ではこの部分を民間でやっているケースが多い。ところが伊丹市は
療育を直営で公立がやっている。
- 木下教育長 いい情報だ。
- 川畑委員 質問。平成25年度見込みはだいたい平成24年度の数字をそのまま持
ってきているが6年生だけが45人というように、前年度に比べて増えて
いる。他は全て前年通りの数字だが。
- 太田部長 これは今年度の6年生の特別支援学級の子どもの数。偶然他は昨年とあ
まり変わらなかった。これは、昨年5年生だった子が6年生で今回、就学
相談を受けた数。
- 川畑委員 わかりました。
- 滝内委員長 就学指導委員会とは非常に専門性を要する委員会だと思う。構成者も医
師、学校教育関係者、児童福祉法に定める児童福祉施設関係の職員、行政
となっている。概ね倍増することになるが、委員は純増できそうなのか。
- 太田部長 これに関して、例えば学校教育関係者であれば特別支援学校の教員、特
別支援学校の担任で、事務局から校長先生を通して専門性の高い方に依頼
する形で増員を考えている。
- 滝内委員長 指名で委員になってもらうということ。わかりました。改正が迫られて
いるという状態。
- 木下教育長 学校関係者だけが圧倒的に多く増え、医師、行政関係は同じ、福祉関係
者は2人の増である。増加するのは、特別支援学校の教諭や特別支援学級
の担当である。この会議は月1回くらいやっているのか。
- 太田部長 会そのものは2学期に集中的に多く、医師が実際に保育園、幼稚園に見
に行くことは日程の都合で難しいため、学校関係者や福祉関係者が行く形
になっているので、ここを増員することにより、訪問指導等が緩和され丁
寧に見ることができると思う。
- 滝内委員長 特別支援学校自身も理学療法士や言語聴覚士など非常に専門性を持った
職員を採用し、現在進めてもらっているので、指名をすればこういう職
務にあたっていただける可能性が高いのか。
- 太田部長 特別支援学校にしても、その専門家の方は毎日の勤務ではない。ここに
来ていただくのなら、また別途対応をしなければならなくなるので、公務
員的に勤務の中で来てもらえる方の増員を考えた。
- 滝内委員長 医師が少ないという実態もあるが、3名をさらに増員というのは難しい

のか。

太田部長 個別に相談をした後、全員で集まりその相談条件について情報交換、報告をし、医師からアドバイスをもらう仕組みになっている。医師が対応したケースでなくても、確認し、診てもらえるシステムになっている。

滝内委員長 伊丹市はファイリングシステム等を含め、ずいぶん他市より先行実施している背景があり、ある程度医師の数が限られていても、療育を含めて、管理体制ができていると思うが、特別支援教育そのものに対する負担増というのは否めない。人数等専門性を持つ人の更なる増員は願った方向だと思う。

小林委員 相談をした時に対応してもらうのは医師以外の方で、何かあれば医師に相談する形なのか。それとも医師も担当の子どもをもっているのか。

太田部長 ブースがある中で、医師が担当するブースもある。調整のつく日は来てもらい、担当してもらう形になっている。ただ、伊丹市はその医師が別の日には、総合教育センターで医療発達相談を設けており、そのことは、学校園にも知らせているので、発達で気になる場合は、この相談ではなく、月に1回、2人の方にしてもらっている相談でも可能。あるいは、発達検査についても、その相談から総合教育センターに依頼して検査を受けるケースもあるのでここだけではなく、日常的に門戸は開いている仕組み。

小林委員 ありがとうございます。

(6) 議案第24号の審議（日程第5）

滝内委員長より「議案第24号 平成25年度第1回教育関係費補正予算要求の申出について」を議題とする旨の発議があり、教育長から、「新規事業等の実施に伴い歳入歳出予算の補正が必要となったため、平成25年度第1回教育関係費補正予算要求として市長に申し出ようとするものです」との説明がなされ、管理部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第24号」を可決。

質疑応答

木下教育長 1点目のインクルーシブ教育について。インクルーシブ教育とは、障がいの有無に係わらず誰もが地域の学校で学べるというような説明があったが、以前よりある統合教育と、インクルーシブ教育との違いは何か。

春名課長 インクルーシブ教育という考え方は、平成23年度に改正された障害者基本法に基づくもので、平成24年7月に中央教育審議会よりインクルーシブ教育に係る報告書が出ている。それによると、以前あった統合教育というのは、一緒に学ぶことそのものに価値があるという意味合いが非常に強かったと思うが、インクルーシブ教育は合理的配慮というものが基にな

っている。合理的配慮とは、障害者が他の者と平等に学ぶために必要かつ適当な変更及び調整のことを言う。このようなことを行うことにより、全ての子どもに対して、開かれた学校が作られるということ。因みに障害者基本法の改正された要件として、合理的配慮と共に、発達障害も障害の概念に加えられた。例えば、昨年度公表された文部科学省の調査によると通常学級に6.5%の、発達障害等の子どもが在籍している可能性がある。けれど、授業のユニバーサル化、授業を非常に丁寧に行なうことにより、全ての子どもがわかる授業が行われる、あるいはそのような発達に付随する二次障害としての生徒児童の諸問題解決の具体的な手立てとなるといわれている。また、狭い意味で一緒に学ぶといったことではなく、全ての子どもにとってわかりやすい学校、居心地の良さを確保された学校作りというようなことを含む。そのような意味で、教育のスキルとシステムを向上させる取組になるものと考えている。

木下教育長

私の解釈では、統合教育とは障害をもった者を対象としており、今回のインクルーシブ教育は障害をもった子どもだけではなく、発達障害等いろいろな特別な配慮を要する子どもを含むということ。障害を持った子どもだけではなく、配慮を要する子どもを含んだ全部を対象とするのが、インクルーシブ教育という解釈の方がわかりやすい。

太田部長

特別支援学校の子ども、特別支援学級の子ども、通常学級にいるが特別な配慮支援がいる子ども、それぞれ違う。それぞれの立場によって合理的な配慮をしていくということ。ただ、教員はまだそのスキルを持ち合わせていないため、どうしても特別支援学級の担任は特別学級の子どもだけ、通常学級の担任もなかなか困り感のある子どもの困り感がわからず「どうしてもできないの」と言ってしまう。その辺りの先生たちのスキルを上げるための研修と、専門性を持った合理的配慮協力員を配置して学校園を回ってもらいながら「こんなことができますよ、こうしたらいいですよ」とアドバイスを行うことで、特別支援だけではなく、先生方全体のスキルを上げ、学力、問題行動、不登校等の伊丹の課題にも対応できるようなスキルをつけたいと思っている。

木下教育長

合理的配慮がよくわからない。

太田部長

文部科学省の用語なので一般的ではないが、その子に合わせて支援をしていくということだと思う。

木下教育長

その子にあった支援ということか。

太田部長

わかりにくい教育用語になっているが、個々に、それぞれのニーズを掴み、可能な限り対応できるように教師がスキルを身に付けていくということ。

滝内委員長 先ほどの統合教育、特別支援、昔でいう特殊学級、一般学級から順次、流れが広がっていることは理解しやすいが、インクルーシブ教育には発達障害児も入ってくる。教室に6.5%くらいいる学習障害児も入ってくるという理解でいいのか。

太田部長 発達障害には学習障害のLD、ADHDも含まれている。私たちの考え方では、例えば、発達障害のLDの子どもたちには、わかりやすい発問をする、できるだけ黒板の回りに要らないものを置かず見やすくポイントを押しあげ、狙い、目当てをはっきりする、そういうスキルがいる。そのスキルは、実際にはその発達支援の子どもたちだけではなく、クラスで学力が滞っている子ども、躓いている子どもたち、いろいろな子どもたちに活きる。これがユニバーサルデザイン化であり、そのようなスキルを先生方が身に付けていく。また、それぞれの子どものニーズを掴むために、個別の指導計画があるが、きちりとしてできている学校と、まだできていない学校があり、それを検討する校内委員会ができていない学校と、できていない学校の間非常に差がある。そこに力を入れていき、伊丹市内のどの学校もある一定のスキルとシステムを持っているという仕組みを作りたいと思っている。

滝内委員長 結局、その費用は7名増員ということだが、具体的にインクルーシブ教育で各先生の認識を上げていくという話と7名増員との整合性はどのようなのか。

太田部長 伊丹市内では、中学校は南中学校、小学校は桜台小学校と有岡小学校を拠点として、県から学校生活支援教員ということで加配をいただいている。桜台小学校が北部のチームの拠点、有岡小学校が南部チームの拠点、南中学校が中学校の拠点として合理的配慮支援員を置く。その学校生活支援教員も巡回をしなければならないので、共同で巡回等しながら、合理的配慮ができるような学校作りをしていく。勿論、総合教育センター、伊丹特別支援学校、事務系も含めて学校指導課にも配置する。このチームは今も一緒に巡回相談をしているので充実させていく。ただ一番問題なのはそのようなスキルを持った人が、7人集まるかということだ。そのような人材の発掘をしていかないと、この事業そのものが上手くいかないということが、実際の課題。

木下教育長 学校では特別支援教育コーディネーターを1人指名しないといけない。これは全校にいる。特別支援教育支援員が学校生活支援教員のいない学校15校に配置されている。いろいろな立場の人がいるが、それらの人を指導できる力量があるのが、合理的配慮協力員。特にスキルを有した者を配置することによって、教員の資質アップを狙っている。部長も言っていた

が、そういう人を7人集めるのは至難の業と思うが、集めなければいけない。

- 小林委員 まだ集まっていないのか。
- 太田部長 予算が通ってから集める。
- 滝内委員長 これは市の加配職員になるのか。
- 太田部長 そうです。お金の元は国の委託金だが市費での配置。
- 木下教育長 国の予算。国が全額出す。
- 滝内委員長 現場が困っているところに増員してもらうので、ありがたいと思う。
- 廣山委員 上手く活かせれば。
- 滝内委員長 実践的にサポートできるかどうか。
- 木下教育長 体制整備だけでも5年間かかった。後は中身の問題。これが何年でできるか。その1つの手段として、このような制度を活用しようということ。
- 滝内委員長 これは続けて国から教育費国庫委託金として出てくるのか。
- 太田部長 基本的には文部科学省から3年間は続けてほしいといわれている。その結果を調査、研究し、国に上げていくという形。
- 廣山委員 この人たちの仕事をまとめて評価したり、絵空事にならないよう活動してもらいように所掌するのはどこか。
- 太田部長 学校指導課。特別支援の担当者がいるのでその指導主事になると思う。
- 廣山委員 できるのか。
- 太田部長 そこをサポートするために、学校指導課に事務系と指導系の2人配置する仕組みを作っていく。
- 小林委員 南中学校と桜台小学校、有岡小学校に現在いる支援員の方は、既にそういうこともしているのか。
- 太田部長 当初、学校生活支援教員が配置された頃は外に行っていたが、どうしても学校の中での課題が多く、頻繁に外に出られる状況ではないと思う。今回、この新しい事業が出てくるなかでは、学校ときちっと連携を取り、指導を入れながら仕組みを作りたい。
- 小林委員 これは学校の先生なのか。
- 太田部長 加配教員。学校生活支援教員は正規教員の加配教員。
- 小林委員 担任を持っているのか。
- 太田部長 持たない。担任外。
- 小林委員 わかりました。他の学校に行けないということは、あまり活用されていないのか。
- 太田部長 学校の中で活動している。学校生活支援教員を配置している学校は、特別支援教育支援員を配置していないというような事情もある。それぞれの学校の中では活かしていると思う。

- 滝内委員長 前回、特別支援教育に係る方針を提出してもらい、審議、承認をしたが、それと大きくミスマッチを起こさないと理解しているのか。
- 太田部長 今回の改訂は、最初に言った国の方向性を、法の改正も含めて作っているので、新しい方向性に行くために、このシステムを使うという形でやっていけばいいと理解している。
- 滝内委員長 わかりました。
- 小林委員 冒険教育の設備を作るとあったが、将来的には全部の学校に作るのか。
- 太田部長 中学校区で1つずつなので、8中学校で8箇所と考えている。
- 滝内委員長 植田運送さんが100万円ずつ寄附して下さっているから、出来ていることで、あと何校か続けていただければ可能だが、寄附次第。
- 太田部長 勿論、元はそれになっている。
- 滝内委員長 ありがたい存在。毎年、寄附していただいている。稲野小学校から始まって順番に100万、100万と毎年寄附していただいている。
- 川畑委員 3年経って、国からの補助が続かなければどうするのか。
- 太田部長 3年で切られるということを見越して、3年の間できちっと仕組みを作るといふことと、配置した教員がいなくなっても大丈夫なように話をし、体制を作っていく。
- 川畑委員 独り立ちできるようにするという事か。
- 太田部長 そうです。あくまでも仕組みを作るための支援と考えており、その学校の既得権にならないようにしたいと思っている。
- 木下教育長 採用するのは易いが切るのは難しい。現場からの要請でいつもそうなるから、最初に体制整備の3年間ということを確認しておかなくてはならない。右肩上がりには喜ばれるからいいが、そういう状況が出来たときに、既得権になってしまい、その先生がいなければできないということになる。ことば科が現にそうになっている。毎年2,400万となると大変な額。それだけはちゃんと確認しておさえておかなければいけない。
- 滝内委員長 実際に加配されたら、本当にそれだけに特化して進めていけるよう常日頃から教育委員会事務局の指導をお願いする。

(7) 議案第25号の審議（日程第5）

滝内委員長より「議案第25号 平成25年度の教育基本方針について」を議題とする旨の発議があり、教育長から、「平成25年度の教育基本方針を定めようとするものです」との説明がなされ、管理部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全員一致で「議案第25号」を可決。

質疑応答

廣山委員

2ページ。『中学校給食導入検討委員会』を設置し、検討を行ってまいります。」この意味はわかっているが、この前の決裁で条例の話があったがこの表現でいいのか。

木下教育長

はい。設置するために条例を設けるということ。

川畑委員

基本方針のところで言うべきことではなく、それを具体的に評価するときに考慮してほしいという意味で、豊かな心とか、もっとポジティブな指標等について申し上げる。先日、教育長と一緒に弁護士の講演を聞いたときにも、健全な自尊心や、対人関係能力の向上、感情やストレスをコントロールする能力、問題解決能力等を強調されていたと思う。いじめの発生、不登校というのはネガティブな指標だが、具体化して評価するときには、もっと豊かな心とか、ポジティブな指標を出来るだけ皆で考えていくことが大事なこと。具体的に何をすればいいのかといったことの手がかりにもなると思う。今日も学校訪問に行った時の話だが、家庭の教育力、家庭のあり様を考えると、良い指標となるのが朝食の摂取率。朝食をどれくらい取っているかという数値をきいたらすぐには出てこなかった。朝食を食べるという意味をあまり理解されていない気がした。朝食を食べるということはその家庭のあり様を非常に反映しているので、大事な指標の1つだと思っている。先ほど、総合教育センターから経年変化の資料を提供してもらったが、伊丹は全国に比べるとまだ低い。5%くらい全国値より低いと思う。こういう経年変化をしっかりと見ていくということと、できれば学校ごとに意識をもう少し持ってもらい、自分の学校での変化はどうなっているか把握してもらおう。もし下がってきているなら、学校で問題が起きる等の前兆のように思うので、教育の効果、家庭のあり方等を示すような指標をこれから具体的に考えて探していき、それを常に各学校がモニターするというようなことを考えていってほしい。特に前者の方、心の教育に関するポジティブな指標といったものを皆で考え見つけていくことが、大事だと思う。この教育方針を具体化するとき、是非考慮していただきたいと思う。

木下教育長

3ページに「生活習慣・食習慣・学習習慣・読書週間」と4つ書いているが、これではわからないと思い、具体的な例で、自分から先にかける「自発的な挨拶」「毎日欠かさない朝ごはん」「生活の中に位置づけられた家庭学習」「毎日欠かさぬ読書」の文言を入れた。川畑委員が指摘されたのはまさにそのこと。今、学校評価をやっているが、例えば食習慣の中の朝食摂取率について、アンケートをとり、全国平均並みにできたのか、家庭学習の時間、1時間以上は何%、読書は月に10冊以上としたら、それが

できたのかどうか。そういう具体的な施策を出してほしい。すぐにわからないという答えが学校長から返ってきたということだが、私が今日、行った中学校はそうではなく、用意されていた。「朝食はわが校の課題です。朝食の摂取率は昨年との経年変化で5ポイント下がっている。携帯電話の所持率はこんなに上がっている。」というような説明があった。そういう意識がほしい。そういう意識で課題設定をして、それをどういう施策で改善していくかということ。指標に何を置くのか、それでアンケートをとって自己評価するように結び付けていきたいと思う。

川畑委員 教育長が書かれたのとすごく相関があると思う。今日も子どもたちが見事に挨拶をしなかった。これくらい挨拶をしない学校は珍しい。挨拶にしても、朝食を食べないにしても、そういうことが全部繋がっていると思う。

木下教育長 これは言うだけでは絶対だめで、響かないといけない

廣山委員 このことについては、既に8年前に伊丹市がどのような方針で臨んでいくのかと考え、子どもたちの基本になるところをしっかりとやろうと、家庭からの指標まで作って、本気で取り組んできたこと。だから自分のところで掴んでいないというところが出てくるのは本当に残念だと思う。

川畑委員 パソコンで調べたら出てきたのだが、それが87%くらいだったから伊丹市の平均くらいかと思う。平成25年度の調査結果が出たら、できれば全市の小・中学校の朝食摂取率を出してもらえたら、ここが高い、ここが低い等雰囲気はわかってくると思う。それが経年的に少しずつでも高くなっていくようにしっかりとモニターしていかないといけないと思う。

太田部長 まさにそのご意見は私たちが考えているところ。今日、お渡しした資料にもあるが、経年は市としては出している。市としてはわかっているが、学校が自分たちのデータにきちっと向き合っていないということが課題だと気付いている。今年度は結果が返ってきたら、市としての分析はもちろん大事だが、朝食、テストの結果、挨拶、学習時間がどうなのかということのを学校として調べて、それを基に改善プランを作ってもらおうという方式に変えようと思っている。今、いただいた意見を基にもう少し、その辺りをきちっとできるような仕組みを作っていきたいと思っている。貴重なご意見だと思う。是非、活かしていきます。

川畑委員 あの指標の中では、「夢や目標を持っています」とか、「自分のことが好きですか」等が結構調査されているのですね。

太田部長 そうです。全国学力調査は80項目くらいのかかなり細かい意識調査があり、逆に多すぎてポイントが絞りにくいので、伊丹市ではこれと決めてデータを返していただくようにしている。どれが一番大事な指標か、見極めて学校と連携していきたいと思う。

川畑委員 お互いの指標同士でどういう相関があるかということ調べたら、学校単位でも相関は取れると思う。それをやると、どんな指標が一番役に立つか等いろんなことがわかってくる。多分、最終的な目標というのは、問題行動が少ないとか学力が向上するといったこと。そのようなことを目的、ターゲットの件数にして、それとどういった要因が関係あるのかを、学校を単位としたレベルで調べていくと何かわかってくると思う。せっかく、あれだけのデータがあるので、新たな調査をする必要は全くなく、既存の調査の中で有力な指標を見つけていけばいいと思う。

木下教育長 私も全く同じ。ここで一番強く、「これまで言い尽くされてきたことですが、この4つの習慣です」と言っているのは、最終的に学力の向上を目指しているが、いろいろな事をきちっと習慣化し、規則正しい生活を送ることで、積極的な意欲が生まれてくるということが一番言いたい。もう1つは、先ほど生徒指導の問題があったように学級を荒らさないことが根底にある。学級崩壊が起きた学級は、絶対に学力が低い。学級を荒らさない、だから問題行動は初期のうちに全て潰してしまうというような2本立てで取り組む。そして書いたことはきちっと意識して実践していきたいと思っている。

(8) 議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号の審議

(日程第6、日程第7、日程第8、日程第9、日程第10、日程第11、日程第12、日程第13)

秘密会での審議の後、全員一致で、「議案第26号」「議案第27号」「議案第28号」「議案第29号」「議案第30号」「議案第31号」「議案第32号」「議案第33号」を可決。

(9) 閉会宣言

滝内委員長 (午後4時25分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育委員会委員長

滝内 秀昭

伊丹市教育長

木下 誠